

電子チケットの割引について

1. 電子チケット推進を目的とした割引の導入について

電子チケットについて、利用推進のため通常の料金よりも5%を割引きとする。

販売価格及び割引率については、下記のとおりとする。

①通学定期（一般）

	通常	大人 (5%割引)	小人 障がい者（大人） (5%割引)	障がい者（小人） (5%割引)
1 か月	8,800 円	8,360 円	4,180 円	2,090 円
3 か月	24,820 円	23,580 円	11,790 円	5,900 円
6 か月	46,460 円	44,140 円	22,070 円	11,040 円

②通学定期（区間限定）

	通常	大人 (5%割引)	小人 障がい者（大人） (5%割引)	障がい者（小人） (5%割引)
1 か月	5,760 円	5,470 円	2,740 円	1,370 円
3 か月	16,420 円	15,600 円	7,800 円	3,900 円
6 か月	31,110 円	29,550 円	14,780 円	7,390 円

③通勤定期

	通常	大人 (5%割引)	小人 障がい者（大人） (5%割引)	障がい者（小人） (5%割引)
1 か月	10,560 円	10,030 円	5,020 円	2,510 円
3 か月	30,010 円	28,510 円	14,260 円	7,130 円
6 か月	57,020 円	54,170 円	27,080 円	13,550 円

④回数券

	通常	大人 (5%割引)	小人 障がい者（大人） (5%割引)	障がい者（小人） (5%割引)
15 枚綴り	4,000 円	3,800 円	1,900 円	950 円

⑤1日券

	通常	大人 (5%割引)	小人 (5%割引)
1枚	600円	570円	290円

※端数の処理については、10円を単位とし、計算上生じた端数は四捨五入とする。

※一日券については障がい者手帳を添付して確認する機能がクイックライドのアプリでは導入できていないため今回の料金改定では電子化は行わない。

2. 運賃割引について

以下の場合について、半額の割引を実施する。

- ①身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- ②児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- ③前項の介護人又は付添人の割引は、介護又は付添いの必要を認めた場合に限ります。